

# 船舶事故調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月21日 21時55分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市 <sup>りょうづ</sup> 両津漁港 両津漁港第2南防波堤灯台から真方位308°460m付近 (概位 北緯38°05.4′ 東経138°26.1′)
事故の概要	漁船 <sup>まつえい</sup> 松栄丸は、航行中、また、漁船 <sup>はくりょう</sup> 第二十八博漁丸は、係留中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 松栄丸、14トン NG2-1648（漁船登録番号）、個人所有 第220-24819号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第二十八博漁丸、9.1トン NG2-3021（漁船登録番号）、個人所有 第202-8928号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 月没時刻：12時38分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、刺し網漁の操業を終え、船長Aが単独で操船を行い、両津漁港南防波堤北端を通過した所で左転する予定で、同防波堤東側を北西進した。 船長Aは、船首方の緑色点滅灯を南防波堤北端の灯光と思って近づいたところ、佐渡魚市場から東方に延びる岸壁（以下「魚市場岸壁」という。）北東端の緑色点滅灯であることに気付いた。 A船は、船長Aが、南防波堤北端を既に通り過ぎていたので、慌てて左舵を取ったところ、船首方至近にB船を認め、主機を後進にかけたものの、B船に衝突した。 船長Aは、約52年間の乗船経験があり、両津漁港の航行に慣れてはいたが、本事故発生当時の時間帯には出航船がないと思っており、また、操業を終えて帰港したことで安心し、見張りに集中していなかったため、南防波堤北端の緑色点滅灯を見落とし、魚市場岸壁北東端の緑色点滅灯を南防波堤北端の灯光と見間違えたと思

	<p>た。</p> <p>船長Aは、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、目視による見張りを行っていた。</p> <p>B船は、魚市場岸壁の東端に無人の状態に左舷着けされていた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、船長Aが、操業を終えて帰港したことで安心して、見張りを適切に行っていなかったことから、変針場所を通過したことに気づき、慌てて左舵を取ったところ、係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、無人の状態に係留中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、船長Aが、操業を終えて帰港したことで安心して、見張りを適切に行っていなかったため、変針場所を通過したことに気づき、慌てて左舵を取ったところ、A船が係留中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ GPSプロッター等を有効に活用し、船位の確認を行うこと。</li> </ul>